

議員発案第5号

加茂市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成15年5月27日

提出者 加茂市議会議員 樋口 浩二

賛成者 同 茂岡 明与司

同 同 関 龍雄

同 同 星野 昭吾

同 同 今井 詔一

平成15年5月27日議決

加茂市議会議長 樋口 博務

加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例

加茂市議会委員会条例（平成三年条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「総務文教委員会」を「総務文教常任委員会」に改める。

同条第二号を次のように改める。

二 産業建設常任委員会 七人

- 1 農林課の所管に属する事項
- 2 商工観光課の所管に属する事項
- 3 環境課の所管に属する事項のうち上水道に関する事項
- 4 建設課の所管に属する事項
- 5 都市計画課の所管に属する事項
- 6 下水道課の所管に属する事項
- 7 農業委員会の所管に属する事項
- 8 水道局の所管に属する事項

同条第三号中「社会経済委員会」を「社会厚生常任委員会」に改め、1、2及び8を削り、3を1とし、4から7までを2から5までとする。

附 則

この条例は、平成十五年五月二十七日から施行する。